

史跡の保存と活用について

文化庁文化財第二課 渋谷 啓一

はじめに 一史跡とは？

- ・記念物＝我が国にとって記念となる国土に刻まれたもの

*文化財保護法第 2 条の四

「この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

（中略）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、・・・（以下「記念物」という。）」

*文化財保護法第 109 条

「文部科学大臣は、記念物のうち**重要なもの**を史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち**特に重要なもの**を特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。」

*特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

（昭和 26 年 5 月 10 日 文化財保護委員会告示）

「史跡 （前略）我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの」

「特別史跡 史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの」

1 保存と保護

（1）史跡保護のあゆみ

明治 7 年（1874 年） 「古墳発見ノ節届出方」（太政官達）

明治 13 年（1880 年） 「人民私有地内古墳等発見ノ節届出方」（宮内省達）

明治 32 年（1899 年） 「遺失物法」

「学術技芸若ハ考古ノ資料トナルヘキ埋蔵物取扱ニ関スル件」

（内務省訓令）

明治 44 年（1911 年） 「史蹟及び天然紀念物保存ニ関スル建議」

● 大正 8 年（1919 年） **史蹟名勝天然紀念物保存法**→2019 年は記念物制度創設 100 年

● 昭和 25 年（1950 年） **文化財保護法**

※文化財保護法第 1 条（保護＝保存＋活用）

「この法律は、文化財を**保存**し、且つ、その**活用**を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(2) 史跡保護の進め方

発見・調査・研究（価値づけ）→ 史跡指定 → 整備 → 保存・活用

2 史跡の指定状況と近年の傾向

- ・史跡の指定件数＝1,888 件（令和 5 年 4 月現在）
- ・特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準の 9 類型

- | |
|--|
| 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡 |
| 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡 |
| 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡 |
| 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡 |
| 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡 |
| 六 交通・通信施設、治水・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡 |
| 七 墳墓及び碑 |
| 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類 |
| 九 外国及び外国人に関する遺跡 |

- ・指定状況；中世以降の遺跡を保護へ

3 史跡の保存と活用について

(1) 地域、自治体にとって史跡とは？

※史跡は、どのような「場」となりうるか？

- | |
|------------------------------|
| ○ 守り伝えていく文化財 |
| Ⅰ. <u>地域を対象としたまちづくりの場の提供</u> |
| Ⅱ. <u>来訪者を対象とした観光の場の提供</u> |
| Ⅲ. <u>住民を対象とした場の提供</u> |
| Ⅳ. <u>技術者を対象とした場の提供</u> |

多様な側面＝各々の史跡、自治体の状況によって、答えは多様

→各々の史跡の『保存活用計画』策定は、その思考を具現化。

(2) 史跡の活用に向けて

○活用＝保護・保存する方法の一つ

- ・周知、普及することで保護する
- ・史跡保存のための管理費等の費用を稼ぐ

○考えの前提＝「保護・保存されるべき遺跡である」

◎保護されるものとは？

地下遺構・景観やバッファゾーン・コンテキスト（文脈）

○保存し、活用するために、整備をする。

整備＝どう保護するのか、どう活用するのかが、反映される事業。

※遺跡一つ一つに個性がある。整備にも個性が出てくるはず

◎個性ある史跡を作っていく